　　　水戸市行政資料等の自由閲覧等に関する要項

平成１９年５月１日

水戸市告示第１０２号

　（目的）

第１条　この要項は，水戸市情報公開条例（平成１３年水戸市条例第４号。以下「条例」という。）第２６条に規定する情報の提供に関する施策の充実に資するため，行政資料等を自由に閲覧し，及び写しの取得をすること（以下「自由閲覧等」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

　（閲覧所）

第２条　自由閲覧等の場所（以下「閲覧所」という。）は，情報公開センター（本市の情報公開の窓口をいう。）とする。

　（閲覧時間等）

第３条　自由閲覧等の時間は，午前８時３０分から午後５時１５分までとする。

２　閲覧所の休所日は，次の各号に掲げるとおりとする。

　（１） 日曜日及び土曜日

　（２） 国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日

　（３） １２月２９日から翌年の１月３日までの日

　（閲覧等の対象となる行政資料等）

第４条　自由閲覧等の対象となる行政資料等は，次の各号に掲げるとおりとする。

　（１） 閲覧所に備え付けられている計画書，統計書等で公表することを前提として作成されたもの

　（２） 市が販売を目的に発行した書籍等（市に著作権が帰属しているものに限る。）で適当と認めるもの

　（３） 前２号に掲げるもののほか，市長が適当と認めて指定したもの

２　前項（第２号を除く。）の規定は，条例第５条の規定による開示請求を妨げるものではない。

　（閲覧者の義務）

第５条　自由閲覧等をしようとする者（以下「閲覧者」という。）は，行政資料等を丁寧に取り扱い，破損，汚損，加筆等の行為をしてはならない。

２　閲覧者は，行政資料等を閲覧所以外の場所に持ち出してはならない。

３　閲覧者は，自由閲覧等を終えたとき，又は閲覧時間が終了したときは，直ちに行政資料等を返納しなければならない。

　（閲覧等の中止等）

第６条　市長は，次の各号のいずれかに該当する場合は，自由閲覧等を中止し，又は制限することができる。

　（１） この要項又は職員の指示に従わないとき。

　（２） 他人に迷惑を及ぼし，又はそのおそれがあるとき。

　（写しの交付等）

第７条　利用者は，行政資料等の写し（乾式複写機により日本産業規格Ａ列３番又はＡ列４番の用紙に複写したものに限る。）を取得しようとする場合は，実費を負担しなければならない。

２　前項の実費の額は，次の各号に掲げる区分に応じ，当該各号に定める額とする。

（１） 白黒で複写したもの　１枚（両面に複写され，又は出力された用紙については，片面を１枚とする。以下同じ。）につき１０円

（２） カラーで複写したもの　１枚につき２０円

　（補則）

第８条　この要項に定めるもののほか，必要な事項は，別に定める。

　　　付　則

　この要項は，公布の日から施行する。

付　則（平成２９年水戸市告示第９７号）

　この要項は，公布の日から施行する。

付　則（令和元年水戸市告示第２７号）

　この要項は，令和元年７月１日から施行する。

付　則（令和５年水戸市告示第209号）

この要項は，公布の日から施行し，改正後の水戸市行政資料等の自由閲覧等に関する要項の規定は，令和５年４月１日から適用する。